

## 国家公務員退職手当法施行令の一部を改正する政令要綱

### 第一 一定年前に退職する意思を有する職員の募集に係る募集実施要項の記載事項等

#### 一 募集実施要項の記載事項（改正後の第九条の五関係）

1 国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十六号）第一条の規定による改正後の国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号。以下「法」という。）第八条の二第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる事項等とすること。

ア 募集の対象となるべき職員の範囲

イ 認定又は認定をしない旨の決定に係る通知の予定時期

ウ 三二に規定する時点で募集の期間が満了するものとするときは、その旨及び応募上限数

エ その他総務省令で定める事項

2 各省各庁の長等は、募集実施要項に一1アに掲げる職員の範囲を記載するときは、当該職員の範囲に含まれる職員の数が募集をする人数に一を加えた人数以上となるようにしなければならないこと。

3 各省各庁の長等は、募集実施要項に募集の期間を記載するときは、その開始及び終了の年月日時を明らかにしてしなければならないこと。

二 懲戒処分から除かれる処分（改正後の第九条の六関係）

法第八条の二第三項第四号に規定する政令で定めるものは、故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分とすること。

三 募集の期間の延長等に係る手続（改正後の第九条の七関係）

1 各省各庁の長等は、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、募集の期間を延長することができること。

2 各省各庁の長等が募集実施要項に募集の期間の終了の年月日時が到来するまでに応募をした職員の数に応募上限数に達した時点で募集の期間は満了するものとする旨及び応募上限数を記載している場合には、応募をした職員の数に応募上限数に達した時点で募集の期間は満了するものとする。

四 退職すべき期日の変更に係る手続（改正後の第九条の八関係）

各省各庁の長等は、認定を行った後に生じた事情に鑑み、認定応募者が退職すべき期日に退職するこ

とにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、総務省令で定めるところにより、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、当該繰上げ又は繰下げができること。

第二 その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者の見直し

(改正後の第三条から第四条の二まで関係)

一 その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者から、勸奨を受けて退職した者及び定員の減少若しくは組織の改廃又は勤務していた官署若しくは事務所の移転により退職した者を除外し、次に掲げる者を追加すること。

1 定年の定めのない職を職員の配置等の事務の都合により退職した者

2 任命権者又はその委任を受けた者がその任命を行うに際し各議院の議長の同意、内閣の承認等を得た職を職員の配置等の事務の都合により定年に達する日前に退職した者

3 内閣がその任免を行う検察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)第十五条第一項に規定する職を職

員の配置等の事務の都合により定年に達する日前に退職した者

4 会計検査院長が会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第十四条第一項の規定により検査官の合議で決するところによりその任免及び進退を行う職（事務総局に置かれる事務総長、事務総局次長及び局長並びに事務総局に置かれる官房に置かれる総括審議官の職に限る。）を職員の配置等の事務の都合により定年に達する日前に退職した者

5 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第三十一条第一項に規定する実施期間の初日以後一年を経過する日までの期間内に、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き同項に規定する対象公共サービス従事者となるために退職した者

二 各省各庁の長等は、その者の事情によらないで引き続き勤続することを困難とする理由により退職した者（任期を終えて退職した者を除く。）の退職の理由について、総務省令で定めるところにより、記録を作成しなければならないこと。

第三 定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例措置の見直し（改正後の第五条の三及び第五条の四関係）

一 法第五条の三に規定する政令で定める年齢を、退職の日において定められているその者に係る定年から十年を減じた年齢から、退職の日において定められているその者に係る定年から十五年を減じた年齢とすること。

二 定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例措置について、定年と退職年齢との差一年当たりの俸給月額額の割増率を、次に掲げる職員の区分に応じて次に定める割合とすること。

1 退職日俸給月額又は特定減額前俸給月額が一般職給与法の指定職俸給表四号俸の額に相当する額以上である職員 百分の一

2 退職日俸給月額又は特定減額前俸給月額が一般職給与法の指定職俸給表一号俸の額に相当する額以上同表四号俸の額に相当する額未満である職員 百分の二

3 1及び2に掲げる職員以外の職員 百分の三（定年と退職年齢との差が一年である職員にあつては、百分の二）

#### 第四 その他

その他関係規定の整備を行うこと。

## 第五 施行期日等

- 一 この政令は、一部の規定を除き、平成二十五年十一月一日から施行すること。（附則第一条関係）
- 二 平成二十五年六月一日から同年十月三十一日までの間において募集を行うに当たっては、その募集実施要項に記載する退職すべき期日又は期間を、同年十一月一日以後の期日又はその初日が同日以後の日である期間としなければならないこと等の経過措置及び所要の規定の整備を行うこと。（附則第二条及び第三条関係）